

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2016-07
July 11, 2016

FASBの新たな金融商品減損モデル 会計処理および開示に関する検討事項

目次

| | |
|---|----|
| 要点 | 1 |
| 背景 | 1 |
| 主な規定 | 2 |
| 現在予想信用損失 (CECL) モデル | 2 |
| 売却可能(AFS)負債性証券... 信用悪化が生じた状態で 購入した金融資産(PCD) | 8 |
| 受益者持分 | 10 |
| 金利収益の認識 | 11 |
| 開示 | 11 |
| 経過措置 | 12 |
| 次のステップ | 12 |

要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2016 年 6 月 16 日、[会計基準アップデート\(ASU\) No.2016-13](#) 「金融商品—信用損失 (Financial Instruments - Credit Losses) (Topic 326)」を公表しました。本 ASU は、現在予想信用損失の見積りを基礎とした、金融資産の信用損失の認識のための新しいモデルを導入するものです。本 ASU は、(1) 償却原価で測定される貸付金、売掛金、営業債権その他の金融資産、(2) ローン・コミットメントおよびその他の特定の貸借対照表に計上されない (オフバランスの) 信用エクスポージャー、(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性証券その他の金融資産、ならびに (4) 証券化された金融資産に対する受益者持分、に適用されることとなります。

この新ガイダンスの適用が広範囲に及ぶことから、金融機関等および事業会社のどちらもその影響を受けるでしょう。本 ASU は、SEC 登録企業である公開企業 (PBE; public business entities) については 2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より適用されます。その他の PBE については、さらに 1 年の猶予があり、2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より適用されます。また、非公開企業 (特定の非営利事業体および従業員給付制度を含む) では、2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度、および 2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度に含まれる期中報告期間より適用されます。早期適用は、すべての企業について、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より認められます。

背景

.1 今回最終化された会計基準アップデート (ASU) No.2016-13 「金融商品—信用損失 (Topic 326)」は、FASB の金融商品プロジェクトにおける重要な領域の 1 つです。その他の重要な領域としては、(1) 金融商品の認識および測定ガイダンス (2016 年 1 月に ASU No.2016-01 「金融商品—全般」¹として最終化¹)、ならびに、(2) ヘッジ会計ガイダンスに対する限定的範囲の修正 (2016 年第 3 四半期にパブリックコメント募集のため公開草案が公表予定) があります。

.2 2008 年-2009 年の金融危機の余波の中で、FASB は、既存の発生損失モデルでは信用損失の認識が遅れるという利害関係者の懸念に対処するため、金融資産の減損に関する会計モデルの見直しに取り組みました。FASB は、当初、コンバージェンスされた基準の開発を目指して、国際会計基準審議会 (IASB) と共同で取り組みを開始しました。当初に提案されたコンバージェンスされたモデルは、予想信用損失の全額の認識を、信用リスクの著しい増大が生じてから行うものでした。しかし、米国関係者のフィードバックに基づき、

¹ PwC の [In depth US2016-01](#) 「認識および測定に関する FASB の新しいガイダンスが金融商品に与える影響」を参照のこと。

FASB は、予想信用損失の全額を即時に認識することを要求する、現在予想信用損失(CECL)モデルを導入する決定を行いました。この結果、米国会計基準(US GAAP)と国際財務報告基準(IFRS)に基づく金融資産の減損モデルのコンバージェンスは達成されないことになります。

主な規定

.3 本ASUは、金融商品に係る予想信用損失に新たな会計モデルを導入しています。本ASUは、(1)償却原価で測定される貸付金、売掛金、営業債権その他の金融資産、(2)ローン・コミットメントその他の特定の貸借対照表に計上されない(オフバランスの)信用エクスポージャー、(3)その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性証券その他の金融資産、ならびに(4)証券化された金融資産に対する受益者持分に適用されます。

現在予想信用損失(CECL)モデル

範囲

.4 現在予想損失(CECL; current expected credit losses)モデルは、(1)償却原価で測定される金融資産、および(2)特定の貸借対照表に表示されない(オフバランスの)信用エクスポージャーに適用されます。CECLモデルが適用される金融商品の例としては、貸付金、満期保有(HTM; held-to-maturity)負債性証券(社債、不動産担保証券、地方債、およびその他の確定利付証券を含む)、ローン・コミットメント(信用枠を含む)、ASC460「保証」に基づいて会計処理される金融保証、リースに対する純投資、そして再保険や営業債権があります。

PwCの見解

この新ガイダンスの適用は広範囲に及びます。金融機関等が重要な影響を受けることに加え、それ以外のすべての企業もCECLモデルの影響を評価する必要があります。例えば、営業債権やリース債権へのCECLモデルの適用は、ほとんどの事業会社に影響を与える可能性があります。

発生信用損失 対 予想信用損失

.5 現在予想損失(CECL)モデルは、引当金勘定の設定を通じて予想信用損失(ECL; expected credit losses)を反映します。引当金勘定は、関連する金融資産の償却原価ベースからの控除として、または貸借対照表に計上されない(オフバランスの)エクスポージャーの場合には独立した負債として表示されます。CECLモデルの適用により生じる、貸付金およびリース債権に対する損失引当金(ALLL; allowance for loan and lease losses)は、回収が見込まれる純額を表示させるために、金融商品の償却原価ベースから控除される評価勘定の性格を持ちます。

.6 CECLモデルは、エクスポージャー(またはエクスポージャーのプール)の存続期間にわたって予想される信用損失を見積もることを要求しています。予想信用損失(ECL)の見積りは、過去の情報、現在の情報、および将来の事象や状況の合理的かつ裏付け可能な予測、ならびに期限前償還の見積りを考慮しなければなりません。類似するリスク特性を有する金融商品は、ECLを見積もる際にグループ化しなければなりません。本ASUは、信用損失を見積もる具体的な方法を示しておらず、そのため、その適用には重要な判断が要求されます。

PwCの見解

CECLモデルは、既存の減損モデルを改善することを目的としています。既存のモデルにおける損失事象が「発生した」という「可能性が高く」なってから信用損失を認識する閾値は、CECLモデルでは削除されています。新モデルでは、ECLを計上する前のトリガーになる事象はありません。CECLモデルでは、将来事象の合理的かつ裏付け可能な予測の考慮を要求することにより、現行の会計基準に比べて信用損失の認識が早まります。これにより報告企業は、「発生を予測している」がまだ発生していない信用損失を計上することになります。このような変更に対応するために、予想信用損失を見積もる新たなプロセ

スと統制を整備するための相当の取り組みが必要となる可能性が高く、またその適用には重要な判断が必要になります。

全期間予想信用損失の当初認識

.7 CECL モデルは、金融資産の当初認識時に ECL を認識することを要求しています。一部の信用悪化が生じた状態で購入した資産 (PCD) を除き、ALLL の当初認識額は、当期の純損益に費用として計上されます。その後、報告期間ごとに ECL を評価する必要があり、見積りに対するマイナスおよびプラスの変動は、ALLL および純損益に対する修正を通じて認識します。

PwC の見解

大部分の金融商品について、当初認識時に予想信用損失を当期の純損益に認識する要求は、新ガイダンスのうち最も議論になった規定の 1 つです。FASB は、組成または購入された金融資産は、その資産の利回りや投資利益の中に信用リスクに対する補償を含んでいることを理解しています。金融商品の実効利回りの認識 (これには信用リスクの補償が含まれる) は、US GAAP に基づく金利収益モデルの適用を通じて、各期間を通じて発生します。当初認識時の見積信用損失がその期の純損益に認識されるため、ECL の認識時期と信用リスクの補償の認識時期にミスマッチが生じます。

.8 新ガイダンスは、金融資産の償却原価に基づいて ALLL を算定することを要求しています。これには、すべてのプレミアム、ディスカウント、繰延組成コスト/手数料、外国為替調整、および公正価値ヘッジ会計の調整が含まれます。ECL の見積りで用いるいくつかのアプローチは、もともと償却原価を考慮する要求を含んでいます。例えば、割引キャッシュ・フロー (DCF) アプローチは、金融資産の償却原価と、期待キャッシュ・フローの現在価値を比較しています。これに対し、金融商品の額面価額に対する過去の損失分析に基づく損失率アプローチなどのその他のアプローチは、この要求を含んでいません。ECL の見積りが金融資産の償却原価に基づいていない場合、プレミアムやディスカウントなどを織り込むための調整を加える必要があります。

PwC の見解

現在、損失率がどのように導き出されているのかに関する FASB の利害関係者に対するアウトリーチは、実務におけるばらつきがあることを示しました。損失処理した金額を金融商品の償却原価ベースで割ることによって損失率を算定している企業もあれば、金融商品の元本金額または額面金額に基づいて損失率を算定している企業もあります。FASB の目標の 1 つは、企業が CECL モデルを導入する際に可能な限り既存のプロセスやデータを利用できるようにすることでした。その結果、FASB は企業に対し、引き続き未払元本残高に損失率を適用して、それから償却原価ベースのその他の要素の影響 (例: プレミアムまたはディスカウント) について、別途信用損失を調整する方法を認めることを決定しました。

本 ASU は、企業がプレミアム/ディスカウントを引当金の見積りにどのように織り込むべきかに関して限定的なガイダンスしか示していません。そのため引当金の見積りは難しいものとなり、判断が要求されます。ディスカウントで購入した金融資産について、予想信用損失は存在しない、または予想信用損失による減額は部分的と想定することは、通常は適切ではありません (すなわち、ALLL が、ディスカウントの金額によって減額されてはならない)。また、プレミアムは未払元本価値と異なる信用リスクの存在を示している可能性があります。本ガイダンスの複雑性を考えれば、企業が割引キャッシュ・フローに基づくアプローチ以外のアプローチを用いている場合、ALLL の算定には判断が要求されます。

類似したリスク特性を有する金融資産のプール

.9 報告企業が CECL モデルで見積りを行うにあたり、金融商品が類似したリスク特性を有する場合には、「プール」分けアプローチに基づいて ECL を算定することが要求されます。金融商品が他の金融商品と類似した特性を有していない場合、ECL は個別に算定されます。企業は、各報告日において金融商品が類似したリスク特性を有しているか否かを再評価します。ある金融商品がグループ分けされていたプールの類似するリスク特性にもはや当てはまらない場合、ECLを算定する目的のために、プールからその金融商品を取り除かなければなりません。このような金融商品は、その後、共通のリスク特性を有する別の金融商品のプールにグループ分けされる場合もあります。共通のリスク特性を有するプールがない場合には、ECL は個別に算定されますが、この場合であっても類似する資産グループからの予想損失の仮定を基礎として用いることもあります。

.10 プール分けの基礎として使用されるリスクの特性には、過去の期日経過の状態、担保の種類、借手の FICO スコア（個人のクレジットカードやローンの履歴等に基づき信用度を点数化したもの）、内部および外部信用格付け、満期（期間）、借手の業種、劣後性、組成年、借手の地理的所在地、またはその他の要素を含む可能性があります。報告企業は、類似のリスク特性を有するプールを作るために利用された属性を注意深く検討し、どのインプットが信用損失のモデリングで使用される信用リスク測定を変動させるかを検討しなければなりません。

予想信用損失の測定

.11 CECL モデルにより、企業は、エクスポージャー（またはエクスポージャーのプール）の存続期間にわたって予想される信用損失を見積もることが要求されます。ECL の見積りでは、過去の情報、現在の状態、および合理的かつ裏付け可能な予測、ならびに期限前返済の見積りを考慮しなければなりません。本 ASU は、見積りを行う特定の方法を規定していないため、現在の状態と将来の予測を反映させるための過去情報の修正には重要な判断が要求されます。

.12 合理的で裏付け可能な予測可能期間を超える期間について、企業は、金融商品（または金融商品のグループ）の契約条件を反映した過去の損失情報に遡らなければなりません。直接過去の損失情報に遡ることも認められ、この場合、定額法、または、別の合理的で規則的な基礎に基づく方法を使用します。例えば、企業が、10 年の貸付金のうちの最初の 4 年間しか ECL を合理的に予測できない場合、予測できる 4 年を超えた期間に関する予想信用損失を算定するために、貸付金の契約条件を反映した過去の損失情報を検討しなければなりません。

PwC の見解

CECL モデルでは、予想信用損失の見積方法を規定するガイダンスは存在しません。本 ASU は、DCF モデルの使用を認めていますが、その使用を義務付けるものではありません。ECL の見積りには高度の判断が関わっており、また、手法の違いが一定の範囲における異なる受け入れ可能な結果をもたらす可能性があります。そのため、モデリング手法の選択は、CECL モデルの適用における主要な意思決定の 1 つです。

本 ASU は定義を示していないため、さまざまな企業が、何が合理的で裏付け可能な予測かについて異なる見解をもっている可能性があります。

.13 予想信用損失の見積りは、金融資産の契約上の条件および借手の期限前返済行動を考慮しなければなりません。更新、条件変更、または延長については、通常は考慮する必要はありません。

.14 見積りを行う上で、債務不履行の際に従うことになる信用リスク軽減戦略は、それが最終的な信用損失額に関連するからだけでなく、金融商品の条件にどのような影響を与える可能性があるかについても考慮しなければなりません。例えば、報告企業が借手との不良債権の再編成 (TDR) を実行する合理的な見込みがある場合、ECL の見積りにおいては TDR が金融資産の期限の延長をもたらすか否かを考慮しなければなりません。FASB は、現行ガイダンスと同様、TDR の完了は、新たな金融商品を発生させるのではなく、当初の金融商品の継続であると結論付けました。

.15 保証または保険契約などの信用補完も、それらが独立した契約でない限り、予想信用損失の見積りに関して考慮しなければなりません。独立した契約であるとみなされる信用補完は、ECL の見積りで考慮すべきではありません。例えば、銀行が貸付金を組成し、その後、その貸付金の信用補完として別の企業とクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) 契約を独立して締結する場合、その CDS 契約については独立して会計処理しなければならず、予想信用損失の見積りに関して考慮すべきではありません。

.16 信用補完は、信用リスクを軽減する良いツールではありますが、本 ASU は、信用補完が資産の組成または金融資産の購入に組み込まれていない場合、信用損失の見積りに関して信用補完を考慮することを企業に認めていません。

.17 金融資産に担保が差し入れられている場合、ECL の見積りは、信用損失を軽減する上で担保がもつ影響を考慮しなければなりません。ECL の見積りは、現在の担保の価値を考慮するだけでなく、担保の性質、担保の価値が将来変動する可能性、および類似の担保が差し入れられている金融資産に関する過去の損失情報についても考慮しなければなりません。報告企業は通常、金融商品に担保が差し入れられていることのみをもって、信用損失が存在しないと推定することはできません。本 ASU は、担保が差し入れられた金融商品に関して、以下を含む多くの具体的な規定および実務上の便法を提供しています。

- 企業は、抵当権を実行する可能性が高いと判断した場合、担保の公正価値に基づいて ECL を見積もらなければならない (現行の US GAAP と整合的な取扱い)
- 借手が重大な財政上の困難に直面しており、担保権の実行を通じてまたは担保の売却によって、貸付金の返済が実質的に行われることが見込まれる場合、企業は、担保の公正価値に基づいて (金融資産の返済のために担保権を実行する場合)、または売却コストを控除後の担保の公正価値に基づいて (金融資産の返済のために担保を売却する場合)、ECL を見積もることができる
- 必要時の補充のために担保が差し入れられている特定の金融資産では、ECL を見積もるにあたり、担保の公正価値を償却原価ベースと比較することができる。契約で、金融商品の償却原価ベースと常に同額、または上回る金額まで継続的に担保を補充することが要求されている場合、企業は、金融商品の ECL がゼロであると結論付けることができる。

PwC の見解

本 ASU は、担保補充条項の付いた金融商品に関連する実務上の便法の適用に関する限定的なガイダンスを提供しています。検討する領域には、当事者のいずれが担保を支配しているか、契約の法的条件、担保が補充される頻度、そして、担保に流動性があるか否かが含まれます。企業がこの実務上の便法を適用するのが適切かどうかを評価するためには、慎重な検討および判断が要求されます。

貸借対照表に計上されない(オフバランスの)信用エクスポージャー

.18 CECL モデルは、未融資(unfunded)リボルビング信用枠、非デリバティブ財務保証、およびその他の未融資ローン・コミットメントなど、貸借対照表に計上されない信用エクスポージャーにも適用されます。それらは特定の条件のもとで与信を拡大する法的拘束力のある契約であることが多いため、ローン・コミットメントは企業に信用損失のエクスポージャーをもたらします。

.19 未融資のローン・コミットメントについて、発行体である報告企業は最初に、当該発行企業がコミットメントを無条件に(すなわち、一方的に取消不能で)契約解除できるか否かを判定しなければなりません。解除が可能な場合、コミットメントの未融資部分に関する信用損失の見積りは要求されません。発行企業がコミットメントを解除する無条件の権利を有していない場合には、未融資部分について信用損失の見積りが要求されます。信用損失の見積りには、コミットメントにより融資が実行される可能性の決定、そして、融資が実行された場合の CECL モデルに基づく関連する予想信用損失を含みます。未融資コミットメントの ECL の見積額は、負債として計上されます。

.20 ローン・コミットメントの融資が実行された(funded)部分について、CECL モデルの下で減損を算定する方法および原則は、類似する債権で使用するアプローチと整合していなければなりません。

PwC の見解

未融資であったローン・コミットメントの融資が実行された場合、ECL の負債を、融資貸付金に対する ALLL に分類変更しなければなりません。未融資のローン・コミットメントの ECL の当初見積りでは、損失の見積りにおいてコミットメントの融資が実行されない可能性を考慮したであろうことから、企業は最初に、ALLL の金額が適切かどうかを再評価しなければなりません。このような融資の実行可能性の検討は、すでに融資実行済みの貸付金では存在しません。

.21 ローン・コミットメントは、リボルビング(以前に融資した金額の返済時にコミットメントの全額が再設定される場合)またはリボルビング以外(以前に融資した金額の返済時にコミットメントの全額が再設定されない場合)のいずれの方式もあります。リボルビング・コミットメントについて、コミットメントの提供者は、将来の融資および返済の可能性を考慮する必要があるため、予想信用損失の見積りはさらに複雑になります。

不払いの見込みがゼロの場合

.22 原則として、本 ASU は、信用損失のリスクがほとんどない(remote)場合でも、金融資産について予想信用損失を見積もることを企業に要求しています。しかし、CECL モデルは、過去の損失に関する情報を現在の条件および合理的かつ裏付け可能な予測で調整した結果、償却原価ベースの不払いの見込みがゼロの場合(すなわち、債務不履行のリスクはゼロより大きいものの、予想損失の金額はゼロの場合)には、予想信用損失の見積りを不要とする実務上の便法を提供しています。上述したとおり、担保の存在は、それ自体は必ずしも償却原価ベースの損失がないという推定を導くものではありません。

PwC の見解

この実務上の便法の「信用リスクのない」金融資産への適用に関しては、限定的なガイダンスが提供されています。したがって、企業は、慎重な判断を行使して、実務上の便法の使用が十分に裏付けられ、文書化されているかどうかを確かめなければなりません。本 ASU の設例(設例 8)では、この実務上の便法の要件を満たす可能性のある金融資産として米国財務省証券を挙げており、実務上の便法の適用に高いハードルがあることを示しています。

直接償却および回収

.23 報告企業は、金融資産(または、金融資産の一部)が回収不能であると判断した期間に、金融資産(または、その一部)を直接償却する必要があります。これは、通常、貸付金の残高を回収する商業的に合理的な方法を使い尽くした時に発生します。企業が考慮する可能性のある要素として、(1)借手がもはや債務を返済できないような借手の財政状態の重要な変化、または、(2)担保からの回収金が貸付金を返済するのに十分であるか否かがあります。一部の規制当局は金融機関等を対象として、どのような場合に直接償却が適切であるか、または必要となるかに関して、ガイダンスを提供しています。直接償却済みの金融商品の回収は、受取時に計上しなければなりません。

PwC の見解

CECL モデルのもとでいつ直接償却を行うかの閾値は、現行の会計基準の閾値と整合しています。これは、企業が現行の方針および手続きを可能なかぎり活用できるように配慮した、FASB による意図的な決定でした。しかし、「回収不能(uncollectible)」の用語は定義されておらず、引き続き判断の適用が要求されます。規制当局は、監督対象となっている金融機関等の直接償却の方針に今後も重要な影響を与え続けるでしょう。

不良債権の再編成(TDR)

.24 本ASUでは、「債務者の財政上の困難に関連した経済上または法律上の理由により、そうでなければ債権者が考慮しないであろう譲歩を債務者に与える場合、債務の再編は不良債権の再編成(TDR; troubled debt restructuring)を構成する」としています。このTDRの説明は、現行のUS GAAPと整合しています。さらに、現行の会計基準と同様、TDRによって再編された貸付金は新規の貸付金ではなく、当初の貸付金の継続とみなされます。現行の会計基準からの変更点として、TDRの対象となった貸付金は、CECLモデルを使用して減損の評価が行われます。

.25 TDRを通じて再編された金融商品の減損を測定する際、債権者が提供した特定の譲歩の価値については、ALLLに反映しなければなりません。割引キャッシュ・フロー(DCF)によるアプローチを用いる場合、譲歩の価値がALLLの見積りの中に反映されます。DCFアプローチ以外のモデルを使用する場合、企業は、ALLLの見積りの中に譲歩を盛り込むためのアプローチを決定する必要があります。割引キャッシュ・フロー・アプローチを使用する場合、修正前の実効金利を使用しなければなりません。

.26 本資料のパラグラフ14で述べたように、TDRが発生すると合理的に見込まれる場合、金融資産の見積り期間は、TDRによって生じる可能性のある期限延長を考慮しなければなりません。

売却可能(AFS)負債性証券

範囲

.27 売却可能(AFS; available-for-sale)負債性証券は、CECL モデルの適用範囲に含まれません。AFSとして分類される負債性証券には、現行モデルから一部重要な変更が行われた新たな減損モデルを適用します。AFS負債性証券の減損モデルは、AFSに分類されるすべての負債性証券(社債、不動産担保証券、地方債その他の確定利付証券を含む)に適用されます。CECLモデルとAFS負債性証券の減損モデルの違いにより、減損の時期および認識に差異が生じます。

PwCの見解

AFS負債性証券およびHTM負債性証券は、これまで同じモデルを用いて減損が評価されていました。FASBは、売却可能な証券については、キャッシュ・フローを回収するために保有する償却原価の資産と異なるモデルによって減損を評価するべきであると結論付けました。したがって、新しいモデルがAFS負債性証券に適用される一方、HTM負債性証券については、CECLモデルを用いて減損を評価することになります。

資本性証券は、本ASUの範囲に含まれず、ASU No.2016-1「金融資産及び金融負債の認識及び測定に基づいて会計処理しなければなりません(連結または持分法が適用されるものを除く)。ASU No.2016-01には、特定の資本性投資に関する固有の減損モデルが含まれています。

AFS負債性証券の減損モデル

.28 新たなAFS負債性証券の減損モデルは、現行の会計基準と同様、資産の公正価値が償却原価を下回る場合にのみECLの見積りを要求しています。しかし、減損モデルの主な変更の1つとして、信用損失の存在の有無を判断する際にAFS負債性証券の公正価値が償却原価を下回っていた期間を考慮する要求事項が削除されています。これに加えて、貸借対照表日後の事後的な公正価値の回復または下落は、予想信用損失の見積りを算定する際に考慮されません。このような変更の結果として、AFS減損モデルは、今後は「一時的でない」場合の減損モデルではなくなります。

.29 CECLモデルとは異なり、AFS負債性証券の減損モデルは、証券のプール分けを認めていません(すなわち、ALLLを個々の証券レベルで算定しなければならないが、類似する証券グループの信用損失の予想と整合する仮定を用いることは可能)。また、ECLの見積りの際に期待キャッシュ・フローの現在価値を使用することを企業に要求しています。この減損分析の主なステップは、以下のとおりです。

- a. 投資が減損しているとみなされるかどうか(すなわち、公正価値が償却原価を下回っているかどうか)を評価する。公正価値が償却原価を上回っている場合は、その投資は報告日現在において減損しているとみなされず、したがって引当金を設定する必要はない。
- b. 現行の会計基準と同様、資産が減損している場合、経営者が(i)売却の意思を有しているか否か、または、(ii)償却原価ベースの回復前に減損した証券を売却しなければならない可能性の方が売却しない可能性よりも高いか否か(more-likely-than-not)を検討する。これらの要求事項のどちらかを満たす場合、報告企業は、減損損失の全額(すなわち、公正価値と償却原価の差額)を損益に計上しなければならない。この減損(ALLLがある場合は当該部分を含む)は、証券の償却原価ベースに対して直接償却しなければならない。直接償却の後、償却原価ベースと回収が予想されるキャッシュ・フローの差額を、金利収益として増額しなければならない。
- c. 上記bのどちらの条件にも該当しない場合、証券の償却原価を下回る公正価値の下落が、信用に関連するものか信用以外に関連するものかを判定する。ALLLは、信用に関連する損失についてのみ要求される。信用に関連する公正価値の下落部分を算定するために、企業は、証券の期待キャッシュ・フローの現在価値と証券の償却原価ベースを比較しなければならない。報告企業は、ALLLを計上することによって損益を通じて信用損失を認識しなければならない。しかし、ALLLの額は、証券の公正価値と償却原価の差額に限定しなければならない(この規定は「公正価値のフロア」として知られている)。証券の公正価値と償却原価ベースとの差額から、ALLLの額を控除した金額は、その他の包括利益に報告される。

PwC の見解

AFS 負債性証券の減損モデルは、貨幣の時間価値の検討を要求しており、したがって、DCF の算定を行わなければなりません。すなわち、AFS モデルでは、予想信用損失 (ECL) の見積り方法について CECL モデルのような柔軟性は提供されていません。

AFS 負債性証券である金融商品について、上記パラグラフ 29(c)の減損モデルは、パラグラフ 29(b)のいずれかの要件を満たす場合に適用される減損モデルとは異なります。パラグラフ 29(b)の要件のいずれかを満たす場合、資産は当期利益を通じてその公正価値まで直接償却(すなわち、ベース・アジャストメント(簿価修正))しなければなりません。このベース・アジャストメントには、信用に関連する損失と信用以外に関連する損失が含まれます。パラグラフ 29(b)の要件のいずれも満たさない場合、信用に関連する損失のみが、引当金および当期利益を通じて計上されます。

.30 ALLL は、報告期間ごとに評価しなければなりません。信用が改善したことによる期待キャッシュ・フローの改善は、ALLL の戻入れを通じて認識しなければなりません。しかし、ALLL の戻入は、認識した引当金を上回ることはありません。

PwC の見解

AFS 負債性証券である金融商品について ALLL を通じて予想信用損失の認識を求める要求事項は、現行モデルからの重要な変更です。現行モデルは、信用損失の見積りの増加をベース・アジャストメントとして、また信用損失の見積りの改善を証券の実効利回りに対する修正として認識することを要求しています。新たな AFS 減損モデルにより、システム、プロセスおよび統制に対する重要な変更が必要となる可能性があります。

.31 信用損失に関連する直接償却および回収は、CECL と同じガイダンスに従います(詳細については本資料パラグラフ 23 の CECL ガイダンスをご参照ください)。

信用悪化が生じた状態で購入した金融資産(PCD)

信用悪化が生じた状態で購入した金融資産(PCD)の減損モデル

.32 一部の購入した金融資産には、異なるモデルが適用されます。信用悪化が生じた状態で購入した金融資産(PCD; purchased financial assets with credit deterioration)は、「取得した個々の金融資産(または、取得した類似のリスク特性を有する金融資産のグループ)のうち、取得日現在で、組成後に軽微とは言えない(more-than-insignificant)信用の質の悪化が生じているものをいい、取得企業の評価により決定される)」とされています。PCD 資産は、貸付金や負債性証券(HTM または AFS)の場合があります。受益者持分は、PCD 資産の定義を満たす場合があります。また、受益者持分は、当初組成日時点において期待キャッシュ・フローと契約上のキャッシュ・フローの間に重要な差異が存在する場合にも、PCD 資産モデルが適用されます。

PwC の見解

FASB は、PCD 資産の定義をより広範なものとして、現行の ASC310-30 における購入した信用減損資産(PCI; purchased-credit impaired assets)の定義より、さらに多くの金融商品を含めることを意図しました。現行のガイダンスの下での購入した信用減損資産とは、契約上のキャッシュ・フローのすべては回収できない可能性が高く、信用の質の悪化が生じている可能性が高い資産のことです。新モデルは、可能性の評価を要求しておらず、信用の質の軽微とは言えない悪化が生じているか否かのみを焦点を当てています。

また、本 ASU は、何をもって組成時以後の信用の質の軽微とは言えない悪化とみなすかを定義していません。この判定には判断が要求されます。

.33 PCD 資産について、投資者は、購入した資産の予想信用損失 (ECL) を見積もることによって、当初認識時に ALLL を認識する必要があります。PCD とみなされない金融資産の CECL モデルとは異なり、企業は購入時における ECL の当初見積りを、当期利益ではなく、関連する金融資産の償却原価ベースに対する修正を通じて (すなわち、貸借対照表におけるグロス・アップにより)、認識しなければなりません。PCD 資産とみなされる AFS 証券についても、同様のグロス・アップが要求されます。具体的には、取得時の予想信用損失の金額を、計上された資産の残高 (すなわち、購入価格) と ALLL の双方に加算します。例えば、企業が PCD 貸付金を 70 ドル (額面価格 100 ドル) で購入し、この資産についての ECL を 15 ドルと見積もる場合、企業は、購入価格 70 ドルに 15 ドルを加えた 85 ドルを当初の償却原価ベースとして認識し、また、ALLL 15 ドルを認識しなければなりません。本 ASU は、一部の受益者持分を例外として、PCD の会計処理をその他の金融資産に拡大適用することを禁じています。詳細については、本資料のパラグラフ 38 をご参照ください。

.34 割引キャッシュ・フロー法を予想信用損失の見積りに使用する場合、当初の ALLL は、予想信用損失 (すなわち、契約上のキャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローの間の差額) を実行金利で割引くことによって算定しなければなりません。実効金利は、資産の期待キャッシュ・フローの現在価値を購入価格と等しくする割引率です。

.35 企業が、予想信用損失を見積もるために割引キャッシュ・フロー法以外の損失率アプローチなどの方法を用いる場合、予想信用損失の当初見積りは、未払元本残高を基礎として行います。損失率アプローチでは、ALLL を算定するために、損失率を当初認識時の額面価額に適用します。

.36 その後、PCD 資産の会計処理は、CECL モデルまたは AFS 負債証券減損モデル (該当する場合) に従い、ALLL に対するすべての修正は、当期利益を通じて認識します。

.37 PCD 資産の金利収益については、金融商品の契約上のキャッシュ・フローに対する、金融商品の償却原価ベースを増額することにより認識しなければなりません。PCD 資産モデルの下で、見積信用損失に関連する割引は、金利収益に加えられません。つまり、信用に関連しない割引のみを加えます。これは、PCD 金融商品の原価ベース (初日の引当金に関連して計上された金額を含む) の増額に対応します。増額利回り (accretable yield) は、ALLL の見積りで DCF モデルを用いる場合と、割引によらないキャッシュ・フロー・モデルを用いる場合とで異なる可能性があります。

PwC の見解

新ガイダンスは、ASC310-30 における現行の購入した信用減損 (PCI) 資産モデルに比べて、PCD 資産の会計処理を簡略化することを意図しています。現行モデルで見られるいくつかの信用損失と信用回収の非対称的な会計処理を削除し、そのような金融商品の金利収益の計算を簡略化することを目的としています。また PCD モデルは、このような金融商品の取得後の期間における会計処理と、組成された資産の会計処理を、より密接に整合させることを意図しています。

受益者持分

受益者持分の減損モデル

.38 本 ASU は、ASC325-40「証券化金融資産に対する受益者持分」における会計処理ガイダンスをアップデートしています。当初認識時に (i) 受益者持分が PCD 資産の定義を満たす、または、(ii) 認識日時点の契約上のキャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローの間に重要な差異が存在する、のどちらかの条件を満たす場合、HTM または AFS のいずれかに分類される受益者持分には、PCD 資産のガイダンス (すなわち、ALLL の当初認識および償却原価ベースのグロス・アップ計上) を適用することとされました。

.39 過去に予測した期待キャッシュ・フローの見積りから期待キャッシュ・フローの変動があった場合、企業は最初に、受益者持分が HTM に分類されているか AFS に分類されているかによって、CECL または AFS 減損モデルを適用しなければなりません。CECL または AFS 減損モデル (すなわち、信用損失の増減) の下で会計処理されない期待キャッシュ・フローの変動については、実効利回りを将来に向かって修正しなければ

なりません。受益者持分の増額利回りは、回収が見込まれるキャッシュ・フローが、受益者持分の参照価格 (reference amount) を超過する金額として再計算しなければなりません。参照価格とは、当初投資額(または、PCD モデルが適用されている場合は償却原価ベース)から、受取った現金と現在までの直接償却額を差し引いて、現在までの増額利回りを加えた金額です。

PwC の見解

受益者持分に関する新モデルの主な変更点は、信用に関連するキャッシュ・フローの有利または不利な変動が、ALLL および当期利益を通じて計上されることです。これは、現行の会計基準が、直接的な評価減(減損がある場合)を求める一方で、信用損失の見積りが減少した場合には将来に向かって利回りの修正を要求しているのとは異なります。この会計モデルの変更を考えた場合、企業は、システム、プロセス、および統制に対して多くの変更が必要となる可能性が高いと考えられます。

.40 受益者持分を純損益を通じて公正価値で計上している場合、または企業が公正価値オプションの適用を選択している場合については、新減損ガイダンスでは取り扱われていません。しかし、他の会計基準(例:投資企業の会計基準)は、金利収益を、それ以外の受益者持分の公正価値の変動と区分して認識することを要求または許容している場合があります。そのような受益者持分の金利収益および適切な増額利回りを算定するために、企業は、本 ASU における新ガイダンスを検討する必要があります。

金利収益の認識

.41 新 ASU では、一部の金融商品の償却原価ベースに影響を与える変更が行われています。この結果、直接取り扱われてはいませんが、金利収益の認識にも影響が生じます。また、本 ASU は、ASC310-30 に含まれていた、購入した信用減損金融資産についての金利収益モデルを削除しています。

.42 現行の会計基準と同様、本 ASU は、企業がいつ金融商品を未収利息不計上のステータスに置くべきかを規定するガイダンスを提供していませんが、従前の未収利息不計上の実務を継続することを認めています。本 ASU は、未収利息不計上の資産に関して受け取った支払額を計上するために、現金ベース法、原価回収法、またはその両方を組み合わせた方法を含む既存の方法を用いることを債権者に認めています。

開示

.43 新しいガイダンスは多くの開示を要求しており、その一部は、現行の US GAAP によって要求されている事項に対する追加的な開示です。これらの開示は、財務諸表利用者が次の事項を理解できるようにすることを目的としています。(i) ポートフォリオに固有の信用リスク、および経営者が信用の質をどのように監視しているか、(ii) 予想信用損失を見積もる際の経営者のモデル、インプット、および仮定、ならびに (iii) 当期間中に発生した予想信用損失の見積りの変更。また、本 ASU は、要求されている開示の開示例を含んでいます。

.44 本 ASU による開示の特に重要な変更の1つとして、公開企業(public business entities)は、貸出債権および正味リース投資の組成年度別に、信用度指標(CQI: credit quality indicator)ごとに、償却原価ベースを開示することを求めることが要求されます。

PwC の見解

本 ASU は、公開企業が SEC 登録企業ではない場合には、組成年度別開示の要求事項を段階的に適用するアプローチを提供しています。具体的には、適用時には直近3年間の組成年度別に、CQI ごとの開示が要求されます。その後、開示年数は事業年度ごとに増加し、最終的には5年間の組成年度別に開示が要求されます。公開企業が SEC 登録企業である場合、5年間の組成年度別に、CQI ごとの開示が要求されます。個別表示された5年目よりも前に組成された金融商品については集計して、CQI ごとの開示を行うことができます。

経過措置

.45 原則として、新ガイドンスは、ガイドンスが発効する最初の報告期間の開始時点の累積的影響調整額を期首利益剰余金に計上することにより、その時点で存在するすべての金融商品に修正遡及適用することを要求しています。しかし、ASC310-30(現行の購入した信用減損資産(PCI)のガイドンス)に基づいてこれまで会計処理されており本ASUによりPCDとして会計処理される資産、および一時的でない減損が適用日より前に認識された負債性証券について、本ASUは将来に向かっての適用が要求されます。経過措置ガイドンスでは、PCD資産とみなされる金融商品に関するその他の特別な経過措置を定めています。報告企業は、PCD資産および負債性証券に関連する経過措置を注意深く検討しなければなりません。

次のステップ

.46 新ガイドンスは、以下の時期から適用されます。

- SEC登録企業の定義を満たす公開企業(PBE)について、2019年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間
- SEC登録企業の定義を満たしていないその他のPBEについて、2020年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間
- すべてのその他の企業(一部の非営利組織および従業員給付制度を含む)について、2020年12月15日より後に開始する事業年度、および2021年12月15日より後に開始する事業年度に含まれる期中報告期間

.47 早期適用は、すべての企業について、2018年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より認められます。

.48 新減損ガイドンスの複雑性を考慮すると、適用日までの間に適用上の論点が提起される可能性が高いと考えられます。FASBは、適用上の論点が提起されたときにそれらの論点を議論することを目的に定期的に会議を開く、移行リソース・グループ(TRG)を設置しています。報告企業は、FASBおよびTRGのコミュニケーションに関連する情報を注視すべきです。

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2016 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.